各　位

2026 年 9 月 2 日
SBI VC トレード株式会社

ステーキング報酬を円建てステーブルコイン「JPYSC」で受取可能に！
～お客さまの声を受け、ステーキング報酬の受取方法に新たな選択肢～

SBI ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：北尾　吉孝）の連結子会社で暗号資産交換業を営む SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤　智彦、以下「当社」）は、2026 年 9 月 2 日（水）より、VCTRADE サービス※1 において、お客さまのステーキング報酬の受取方法として、円建てステーブルコイン「ジェイピーワイエスシー（JPYSC）」※2 での受取サービスを開始したことをお知らせいたします。

※1 BITPOINT サービスは対象外となります。
※2 JPYSC は、日本円ではありません。



当社の BITPOINT サービスでは、ステーキング報酬の日本円受取サービスをご提供しており、多くのお客さまにご好評いただいております。VCTRADE サービスにおいても、BITPOINT サービスとの統合にあたり、ステーキング報酬の円建てでの受取について多くのご要望をいただいていることから、お客さまの声を反映すべく、今般 JPYSC での受取サービスを開始するものです。VCTRADE サービスで取り扱っている全てのステーキング対象銘柄で、報酬の受取方法として JPYSC をご選択いただけます。ステーキングサービスについては、こちらをご確認ください。

JPYSC は、日本円と 1：1 の価値に連動する円建てステーブルコインです。当社では、JPYSC と日本円をスプレッドなしで交換でき、ステーキング報酬として受け取った JPYSC を日本円に交換して出金することや、交換した日本円でビットコイン（BTC）やイーサリアム（ETH）など他の暗号資産を購入することができます。また、「JPYSC レンディング（貸コイン）」を活用することで、保有する JPYSC を当社に貸し出し、最高年率 3%※3 の利用料を受け取ることも可能です。なお、現在のところ、JPYSC は入出庫対応しておりません。
※3 2026 年 9 月 2 日（水）時点。年率は募集状況等により変更となる場合があります。

■サービス概要
①設定方法：
マイページにログイン後、「ステーキング報酬の受取方法」をご選択ください。
（詳細は、ご利用ガイドをご確認ください）
②設定反映：
月末までに設定いただいた内容は、翌月に進呈されるステーキング報酬に反映されます。
③換算価格：
ステーキング報酬のうち、お客さま受取分について、報酬受取日の午前 7 時 00 分時点の当社販売所価格で日本円に換算し、1 円＝1JPYSC のレートでお客さまの当社口座でお受け取りいただけます。

当社では SBI グループが掲げる「顧客中心主義」に基づき、お客さま視点に立ったサービスを実現してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

（SBI VC トレード株式会社）
＜暗号資産及び電子決済手段を利用する際の注意点＞
暗号資産及び電子決済手段は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。
暗号資産及び電子決済手段は、価格変動により損失が生じる可能性があります。
外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。
暗号資産及び電子決済手段は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。
当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産及び電子決済手段を返還することができない可能性があります。
暗号資産及び電子決済手段は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。
当社の取り扱う暗号資産及び電子決済手段のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際してはサービスごとの「サービス総合約款 」「暗号資産取引説明書（契約締結前交付書面）」「電子決済手段取引説明書（契約締結前交付書面）」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。
秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産及び電子決済手段を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

＜手数料について＞
口座管理費、年会費、日本円の入出金手数料、暗号資産の受取・送付（入出庫）手数料はかかりません。

商号	：	SBI VC トレード株式会社
第一種金融商品取引業	：	関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業	：	関東財務局長　第 00011 号
電子決済手段等取引業	：	関東財務局長　第 00001 号
加入協会	：	一般社団法人　日本暗号資産等取引業協会（会員番号 1011）

＊＊

本プレスリリースに関するお問い合わせ先
SBI VC トレード株式会社 マーケティング部 03-6229-1166